

各区地域支援調整チームからの提言・要望に対する回答（案）

区地域支援調整チームからの提言・要望事項一覧（障害関係）

ページ	要望区	要望要旨	担当	区分
1	福島区	委託相談支援事業所の前区設置	障害企画	要望
2	此花区	知的障害者の市営住宅の入れ替え申請の拡充	都市整備局	要望
3	西区	精神相談員の制度の設置	障害企画・こころ	提言
4	天王寺区	委託相談支援事業所の早期設置	障害企画	要望
5	東淀川区 1	緊急通報システムで鍵の預け先が分かる仕組みの確立	自立支援	要望
6	東淀川区 2	知的障害者の「見守り」サービスについて	自立支援・障害企画	要望
7	生野区 1	医療ケアが必要な障害者の支援体制の確立	自立支援	要望
8	生野区 2	移動支援の入院中の利用について	自立支援	要望
9	旭区 1	ヘルパーの人材確保について	自立支援	要望
10	旭区 2	事業者連絡会に対する基盤整備支援について	障害企画	要望
11	旭区 3	指定相談支援事業の拡充と対象要件の緩和	障害企画	要望
12	住之江区 1	各区自立支援協議会の連絡会・全大会の開催と運営費の増額	障害企画	要望
13	住之江区 2	移動支援の柔軟な制度運用について	自立支援	要望
14	住之江区 3	自立支援協議会の教育関係者との連携について	障害企画	要望
15	住之江区 4	ケアホーム・グループホームの施設整備費の増額と基盤整備の充実	自立支援	要望
16	住之江区 5	年齢や障害の有無に関らず集えるサロンの設置や高齢障害それぞれの施設の相互利用について	地域福祉	要望
17	住之江区 6	ヘルパーや福祉職員の人材確保について	自立支援	要望
18	住之江区 7	発達障害の専門医療機関や支援機関の誘致について	障害企画	要望
19	住之江区 8	地域活動支援センター I 型、同活動支援型、医療機関の設置又は誘致について	自立支援・こころ	要望
20	住之江区 9	精神障害者の緊急支援の充実と精神保健福祉に関する機関の増幅について	こころ・障害企画	要望
21	住吉区 1	児童デイサービス II 型に関して、18 歳到達以降、高校を卒業する年度末までの利用継続について	自立支援	要望
22	住吉区 2	入院時コミュニケーション・サポート事業の柔軟な運用と対象要件の緩和について	自立支援	要望
23	住吉区 3	地域における社会資源不足への対応策及びグループホームの居住地特例について	自立支援・障害企画	要望
24	住吉区 4	精神障害者の居宅介護における身体介護・家事援助のサービス内容について	自立支援	要望
25	西成区 共通 1	就労支援について	障害企画・こども局 ・市民局	要望
26	西成区 共通 2	まちづくりに関する都市整備計画について	経済局・建設局 ・障害企画	要望
28	西成区 身体・知的①	重複障害者に対する関係機関の緊密な連携について	障害企画	要望

29	西成区 身体・知的②	包括的な支援体制の確立	障害企画	要望
30	西成区 身体・知的③	潜在ケースの発見・支援へつなげる体制の確立	障害企画	要望
31	西成区 身体・知的④	ピアカウンセリング体制の充実について	障害企画	要望
32	西成区 身体・知的⑤	ケアマネジメント体制の充実について	障害企画	要望
33	西成区 身体・知的⑥	障害状況に応じた支援体制の確立	障害企画	要望
34	西成区 身体・知的⑦	障害者と地域をつなげる体制づくりについて	障害企画	要望
35	西成区 身体・知的⑧	居宅介護・移動支援等の制度の再検討について	自立支援・地域福祉	要望
37	西成区 身体・知的⑨	強度行動障害の支援体制の条件整備について	障害企画・自立支援	要望
38	西成区 身体・知的⑩	刑余者への支援体制の確立	障害企画	要望
39	西成区 精神①	精神障害者の在宅支援の充実と関係機関の連携	こころ・障害福祉 ・自立支援	要望
40	西成区 精神②	支援者の研修及びスーパーバイズ機能の充実	障害企画	要望
41	西成区 精神③	地域のアルコール関連問題のネットワークの再構築と支援技術の向上	こころ	要望
42	西成区 精神④	発達障害のある人への支援体制の確立	障害企画	要望
43	西成区 教育①	一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援	教育委員会	要望
44	西成区 教育②	学校園の相談・支援体制の充実	教育委員会	要望
45	西成区 教育③	障害児・保護者への支援の必要性	教育委員会 こども相談センター	要望

区地域支援調整チームからの要望

福島区要望	
障がい者およびその家族からの相談を受けたり、サービス利用の援助を行う委託相談支援事業者を、相談者にきめ細かく対応できるよう全区に設置することを要望する。	
要望理由	
現在、此花区と天王寺区には委託相談支援事業者がないため、利用者の利便性などを考慮して全区に委託相談支援事業者の設置を要望する。	
回 答	
<p>障害のある方に対する相談支援については、本市が委託している相談支援事業所が、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、相談者の目的や意思など個々の状況に応じた支援を行っております。相談支援事業は、現在、圏域を単位とした事業実施を基本としていますが、より身近な地域である区単位で、地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークが構築されており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担っていく必要があるため、今後は区単位の事業展開を目指すと第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～23年度）に盛り込まれています。</p> <p>当局としては、現在、国において進められている、障害者制度改革の動向を注視しており、その方向性を見極めながら、地域における相談支援体制の充実を図り、事業者の支援力の向上のための取り組みを進め、平成23年度までに、区圏域で事業展開を進めていくための方策を検討してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

此花区要望	
知的障害者にかかる市営住宅の入れ替え申請の拡充について	
要望理由	
<p>知的障害者で自閉傾向の強い障害者においては、日常的な行動面で強いこだわりを示すことが多く、そのひとつとして室内で頻繁に飛び跳ねる（ジャンプ）という行動を繰り返すため、階下の住人より苦情を頻繁に受け、困っているという市営住宅に居住する保護者(母)からの相談が相次ぎました。</p> <p>また保護者も高齢となり、障害者の発する行動に対処することが困難になって来ていることから保護者は精神的に参ってしまい、住宅管理センターに階下への入れ替えの相談に出向いているが、入れ替え要件には該当しないものとされています。</p> <p>市営住宅入替承認実施要綱の承認基準では「日常生活における身体の機能上の制限」として、身体障害者においては階段の昇降が困難になった場合等、および本人の障害のみならず介護者の居住地も要件として認められているが、知的障害者は対象とはなっていません。</p> <p>障害者が住みなれた地域で暮らしていけるという社会をめざしていくうえで介護者（保護者）の精神的負担をも軽減していくことなどの観点に立ち、知的障害者をも配慮した入れ替え要件へと改善されることを要望します。</p> <p>なお、証明事項として、住宅管理センターへの苦情の事実の確認、および主治医意見書により障害の状況の確認が最低必須とする。</p>	
回 答	
<p>市営住宅への入居は、公募が原則となっており、本市においては定期募集等の応募倍率が高倍率で推移するなど、市営住宅のニーズは非常に高くなっております。</p> <p>市営住宅の入替については、現在、加齢等身体上の制限により階段昇降困難となった場合や通院が困難となった場合に限定して実施しているところですが、近年、市営住宅居住者の高齢化の進展等により、階段昇降困難等の理由による入替申請件数が非常に多くなっており、申請を受付けてからエレベーターのある住宅や中層住宅の1・2階への入替を実施するまで数年かかるケースもあるのが現状です。</p> <p>このような状況の中、現時点において、知的障害の方等による騒音・振動等を原因とする近隣トラブルを市営住宅の入替要件とすることは非常に困難な状況です。管理センターに苦情・相談をいただいた場合でも、原則として市営住宅入居者が快適に生活できるよう当事者間で協議していただくようお願いしているところです。</p> <p>なお、これらの方が住み替えを希望される場合には、本市では、市営住宅に入居しながら入居者募集に申し込むことも認めていますので、定期募集等に申し込んでいただき、当選されれば、所定の手続きを経て、当選された住宅に入居していただくことは可能でございます。</p>	
担 当	都市整備局 住宅部 管理担当 (電話 6208-9261)

区地域支援調整チームからの要望

西区提言	
精神障害者相談員の制度を設置してほしい。	
提言理由	
<p>障害者自立支援法施行以来、身体・知的・精神の三障害が一元化され法の対象者と位置づけされている。市民の身近な相談者として地域の中で障害のある方がいつでも相談できる身体障害者相談員や知的障害者相談員は「福祉のあらし」にも掲載されているが、精神障害者にはそういった相談員制度がない状況である。相談支援事業者ではない地域の人（できれば当事者）が相談員となれば精神障害者支援の向上が図られると考えられるので、大阪市として設置することをお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>だれもが地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談支援体制の充実が必要であることから、障害者相談支援事業として、障害のある方やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、ピアカウンセリングに関する業務をはじめ各種の相談業務を市内37カ所の相談支援事業所に委託して実施しております。</p> <p>さらに精神障害者の相談支援につきましては、各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、市民の精神保健福祉全般に関して相談に応じています。</p> <p>当事者（家族）による相談としましては、社団法人大阪府精神障害者家族会連合会に委託し、同じ家族の立場で相談に応じる「(大家連) 電話相談室」を開設しており、随時電話・面接・訪問等による相談を行っています。実体験を通じての共感的な相談支援を行うことにより、家族の精神的な負担を軽減するとともに、自立と社会参加の促進を図っています。</p> <p>また、大阪市精神障害者地域生活移行支援事業の一環として、地域で生活されている当事者に対して、仲間として相談支援するピアサポーターを養成するための講座を実施しています。今後とも精神障害者の支援の向上に努めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081) 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

区地域支援調整チームからの要望

天王寺区 要望	
障害者の自立支援のために委託相談支援事業所の早期設置を	
要望理由	
<p>障害者が地域で安心して暮らすためには、身近な支援機関による情報提供や、個別に支援機関との連携・調整をおこなう相談支援事業所が必要である。現在、市内を7つの圏域に分け、人口に応じて37ヶ所の委託相談支援事業所が設置されているが、天王寺区には未設置である。昨年度の要望では区単位の事業展開をめざしていくと回答があった。ひきつづき、天王寺区内への委託相談事業所の早期設置を要望する。</p>	
回 答	
<p>障害のある方に対する相談支援については、本市が委託している相談支援事業所が、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、相談者の目的や意思など個々の状況に応じた支援を行っております。相談支援事業は、現在、圏域を単位とした事業実施を基本としていますが、より身近な地域である区単位で、地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークが構築されており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担っていく必要があるため、今後は区単位の事業展開を目指すとして第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～23年度）に盛り込まれています。</p> <p>当局としては、現在、国において進められている、障害者制度改革の動向を注視しており、その方向性を見極めながら、地域における相談支援体制の充実を図り、事業者の支援力の向上のための取り組みを進め、平成23年度までに、区圏域で事業展開を進めていくための方策を検討してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

東淀川区 要望 1	
緊急通報システムで通報があった場合、鍵の預け先がある人が分かる仕組みを作ってほしい。	
要望理由	
<p>緊急通報システムの利用者で、通報があった場合に緊急性があると判断できれば鍵を壊して中に入るが、その判断が困難な時は、すぐに鍵を壊すことが出来ず、中の状況確認をするのに時間がかかってしまう。</p> <p>協力者に自宅の鍵を預けることを強制は出来ないが、中には本人の希望で鍵を預かっているケースなどもあり、通報の際に、誰が鍵を持っているのかが分かれば、消防でも地域の協力者でも迅速な対応が出来やすくなる</p>	
回 答	
<p>緊急通報システムについては、利用申請時に必ず「協力者」の方を登録していただき、緊急通報受信時に応答がない場合や救急車が出動する場合に「協力者」の方に連絡し、本人宅に駆けつけていただき状況確認等を行っていただいております。</p> <p>「協力者」を登録する際に、本人の希望があれば「協力者」の方に鍵を預かっていたか、鍵の保管場所をお伝えすることとしており、鍵の預かり等をしない場合は、緊急時にはドア等を壊して室内に入るようなことがある旨をご了承いただいております。</p> <p>いずれにいたしましても、緊急通報受信時には「協力者」の方が本人宅に駆けつけており、鍵のあるなしも含め「協力者」の方がご存知ですので迅速に対応できると考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

東淀川区 要望 2	
知的障害者の支援サービスとして、「見守り」のサービスを認めてもらいたい。	
要望理由	
<p>知的障害者が独りになると（独りにすると）不安になるため、現行では、「移動支援」や「生活介護等（通所サービス）」があるが、本人や保護者に通所するエネルギーが必要なために、サービスを利用できていない人も多くいる。家で一緒にゲームをしたり、話し相手になったり、親子が安心して過ごせるスペースでのサービス提供が出来れば、お互いに息抜きも出来るし、急な時でも施設に送りに行く時間やどこかに連れて行くことでかかる余分な交通費も必要なく、サービス利用がしやすくなる。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。</p> <p>知的障害者（児）の方に対する支援としては、移動支援事業や生活介護事業以外にも日中サービスとしては日中一時支援事業、児童デイサービス事業、就労継続支援事業、就労移行支援事業、小規模作業所、小規模通所授産、地域活動支援センター事業等、訪問系サービスとしては行動援護事業、居宅介護事業や重度障害者等包括支援事業等があると同時に、短期入所事業や共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）もあり、このような各種サービス事業所の中から、希望される近隣等の事業所をご利用していただくことになります。</p> <p>居宅介護事業におきましては、単なる見守りについては算定できませんが、障害の特性上、明確に支援の必要性が認められる時は、声かけ等についても算定対象としております。</p> <p>また、移動するにあたっての交通費等につきましても、介護人付無料乗車券や市営交通料金の割引等といった各種制度も存在しますので、ご活用願います。</p> <p>なお、障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986） 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

生野区 要望 1	
療養型病棟に入院中の高度医療が必要な重度心身障害者が、治療終了後に医療ケアを受けながら地域で在宅生活していくための体制を整えてほしい。	
要望理由	
療養型病棟に入院中の重度の障害を持つ方が、病院から地域移行に向けてのステップとして入所施設やショートステイを利用したいが、遷延性意識障害で、脳幹部まで受傷しており回復の見込みはなく、経管栄養（鼻チューブ）と気管切開のケアが必要で、対応可能な施設（例：「フェニックス」等）は待機者が多いため利用ができず、順番を待っているのが現状である。	
回 答	
現在、本市では、重症心身障害者を対象とした入所施設の新設や、既存の施設を利用した医療ケアが必要な方のショートステイについての計画はありませんが、重症心身障害者（児）を含む重度の障害がある方が地域で生活できるよう、在宅サービスの充実等を国へ働きかけてまいります。	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

生野区 要望 2	
<p>自立支援給付事業の「移動支援」は、現在、入院中は制度利用ができないが、利用できるようにしてほしい。</p>	
要望理由	
<p>病院としては、家族の同意があればヘルパーとの外出は可能であるが、制度としての利用が現行の制度ではできない。また、重度障害者コミュニケーションサポート事業は、意思表示のできない障害者と医師・看護師との意思疎通をはかるための制度で、入院当初から連続14日しか利用できず、ヘルパーとしての制度には該当しない。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。</p> <p>重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業については、意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から実施した事業です。</p> <p>本事業の対象者の要件等については、平成22年4月に対象要件を緩和するとともに、「入院初日から連続14日」を「入院初日から14日」としたところであります。</p> <p>なお、移動支援事業については障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、国に対し障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

旭区 要望 1	
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援などの深刻なヘルパー不足に対する大阪市独自の支援施策を要望します。	
要望理由	
<p>障害児・者が地域生活をつづけていく上で、ヘルパーによる支援は欠かせないサービスとなっています。しかし、介護保険と比べて安価な報酬体系や暮らしにマッチしない制度設計などから、安定した人員の確保がままならず、希望される利用者のニーズに慢性的に応えきれない状況があります。これまで大阪市では国への要望や府の養成講座の案内等の取り組みを行われておりますが、大阪市独自の支援施策が必要と思われま</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法において、人材の育成研修事業は都道府県地域生活支援事業として位置づけられております。人材の育成研修については、広域的に取り組むことが最も効果的・効率的であると考えています。</p> <p>なお、障害のある方に対するヘルパーの養成講座については、大阪府において事業者指定方式で実施されております。大阪府指定事業者や開講予定などの情報は、大阪府ホームページにおいて確認することができますが、本市におきましても、当該ホームページとリンクを張り市民周知に努めるとともに市内の介護事業所に対しても個別周知しているところであります。</p> <p>また、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

旭区 要望 2	
<p>自立支援協議会の活動から生まれた区内障害福祉サービス事業者連絡会への基盤整備支援を要望します。</p>	
要望理由	
<p>介護者の慢性的な不足、困難ケースへの対応、支援のノウハウなどそれぞれの事業所が抱えている課題はたくさんあります。安定した支援体制がとれない現行制度下において、少しでも利用者のニーズに応じていくために、区内事業者連絡会を立ち上げ、情報の共有や学習、斡旋、調整などに取り組んできたところです。</p> <p>しかし精一杯の支援の中で、個々の事業所が抱え込まざるを得ない現状があり、今後連絡会が緊密な連携や相談支援の充実を図っていくために、例えば暗号化によりセキュリティを確保された、インターネット等による事業所間ネットワーク構築等の基盤整備が望まれています。</p>	
回 答	
<p>地域自立支援協議会が地域支援調整機能としての役割を果たすため、地域の諸機関の幅広い参画を求めて事業者連絡会を組織することは、地域のネットワークを構築するうえで有効な手段であると考えております。</p> <p>障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、関係機関が連携して、適切なサービスの提供や支援体制を充実していく必要があります。適正かつ迅速に情報を共有化する必要がありますが、事業所間ネットワーク構築の基盤整備を行うには、必要性について精査すべきであると考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

旭区 要望3	
指定相談支援事業の拡充と対象者の要件を緩和するよう要望します。	
要望理由	
<p>指定相談支援事業は、複数のサービスを活用する事例や生活の激変を抱える事例のみならず、地域で自立した生活を希望する上で大きな役割を担っていることが、区内事業者の実践でも明らかになっています。しかし相談支援事業の利用には単身生活者（準ずる）であり、自らが事業者との連絡調整等を行うことが難しい場合等の要件が付いています。現実的には利用者のニーズを把握し、どこにどんな障害福祉サービス事業者があり、受け入れ状況や希望に応じた内容や個別の配慮などを含め、かりに同居家族であってもなかなかわからないのが現状です。地域で福祉サービスを活用しながら、豊かに生活しようと願う障害児・者が、希望に応じて相談支援を受けられるよう要件緩和を図るとともに、安定した相談支援体制を整えるため、サービス利用計画費の増額や事業拡充のための立上助成等の施策が望まれています。</p>	
回 答	
<p>指定相談支援とは、障害のある方又はその保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者などを定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与することとされています。</p> <p>この制度の対象者は、厚生労働省令により障害福祉サービス（重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く）を利用する支給決定障害者等であって、次のいずれかに該当するものと規定されており、そのうち本市で定めたより具体的な要件に該当する方々となっております。</p> <p>①障害者支援施設からの退所等、一定期間、集中的に支援を行うことが必要であること。 ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難であること。 ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができること。</p> <p>また現在、国において進められている、障害者制度改革の動向を注視しており、その方向性を見極めながら、地域における相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 1	
<p>大阪市内 24 区の自立支援協議会の連絡会或いは全体会を開いて欲しい。加えて協議会の運営費の増額を望む。</p>	
要望理由	
<p>取り組み報告などを行うことで各区の状況を知ったり、同じ意見がでたときに方向性を話し合えたり、先駆的に取り組んでいる区を紹介してもらうことで他の区の参考になると考える。</p> <p>また、協議会の運営費については大阪府の補助事業もあるが、用途が限定されており使いにくい。例えば、協議会が中心となって開催する障がい者と区民の交流を目的としたイベント等で自由に使えるようになっていない。身体障害事業所連絡会におけるアンケートでも活動費の不足を指摘する声が多かった。</p>	
回 答	
<p>市の地域自立支援協議会としては、各区の地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行っており、これまで区協議会の牽引的な役割が期待される委託相談支援事業者対象とした研修会と、区協議会事務局を担当する区職員を対象とした研修会をそれぞれ開催してきました。また、市協議会と区協議会及び、区協議会相互の事務レベルでの情報交換の場として、地域自立支援協議会事務局担当者連絡会を開催してきました。</p> <p>今年度は、はじめての試みとして、委託相談支援事業者を含む区地域自立支援協議会構成員及び区保健福祉センター事務局担当者が一堂に会し、市地域自立支援協議会の委員協力を得て、シンポジウムを開催し、「各区地域自立支援協議会の活性化に向けて」というテーマについて、情報交換を行いました。</p> <p>また、協議会の運営については、3年間の基金事業である地域自立支援協議会運営強化事業を積極的に活用することにより、社会資源マップの作成や、協議会関係者による研修会を開催するなど、区協議会の多様な取り組みを具体化するよう支援していきたいと考えております。使える制度はフルに活用したうえで、それでもなお不足する場合はどのような経費が必要なのか事前に協議をお願いします。</p> <p>【参考】</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。 (主な機能) <ul style="list-style-type: none"> ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。 ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催） ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議 ・ 地域の社会資源の開発、改善 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議 ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等 	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 2	
<p>移動支援の利用については、制約が多く利用者のニーズを満たすのに苦労している。障がい者本人の社会参加、自立に繋がるような使い勝手の良い制度運用を望む。</p>	
要望理由	
<p>移動支援は、重度障害でないと利用できなかつたり、入院患者では主治医に勧められていても外出や散歩に利用できなかつたり、通勤・通学に利用出来なかつたりする。障害種別によっても利用しやすさが異なり、外出希望の多い身体障がい者が使いづらい制度になっている。</p> <p>また、視覚障害や全身性障害の移動支援ではガイドヘルパーの資格が必要となっているので、現実的にはヘルパー資格保有者に追加して資格を取らさないと従事させられない。にも拘らず給付金額が一番低いという問題もある。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通学や通所については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。移動支援事業は障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、今後も引き続き、国に対し障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望してまいります。</p> <p>ヘルパーの養成については、障害者自立支援法では、人材の育成研修事業は都道府県地域生活支援事業として位置付けられております。人材の育成研修については、広域的に取り組むことが最も効果的・効率的であると考えています。なお、移動支援のサービス提供におきましては、安全かつ適切に障害の特性に応じた支援を行う必要があるため、一定の資格要件を設けております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望3	
<p>障害のある子供たちが学校生活から地域生活にスムーズに移行するためにも、学校関係者と福祉関係者が話し合える場として自立支援協議会を活用してもらおうよう、教育委員会と健康福祉局が連携して推進してほしい。</p>	
要望理由	
<p>自立支援協議会に教育関係のメンバーが参加しにくくなっている。支援学級・学校の教師が参加することで子どもの問題を話し合える機会となり、成人したときに福祉サービスにつながりやすくなるというメリットや困ったケースについてのネットワークにもつながると考えられるので、本庁の方からも出席を促すよう指導してほしい。</p>	
回 答	
<p>地域の関係機関によるネットワークを構築するためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。市の地域自立支援協議会開催の際には、教育委員会事務局指導部特別支援教育担当から大阪市障害者施策推進協議会幹事として担当課長の出席を要請しています。各区の協議会へも地域の諸機関の幅広い参画が必要であることから、今後とも関係部局に積極的な参画について働きかけてまいります。</p> <p>【参考】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知である地域生活支援事業実施要綱によると、地域自立支援協議会の構成メンバーは、地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業者 ・ 障害福祉サービス事業者 ・ 保健・医療関係者 ・ 教育・雇用関係機関 ・ 企業 ・ 障害者関係団体 ・ 学識経験者 等 	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望4	
ケアホーム・グループホーム数が不足しているため、民間事業者が開設しやすいよう施設整備費の増額等の補助や基盤整備の充実を希望する。	
要望理由	
ケアホーム・グループホームの施設数が少なく、またそこに至るまでの自立支援室もないので、地域での自立を目指す支援が難しくなっている。	
回 答	
<p>本市におきましては、障害者グループホーム・ケアホームの整備を促進するため、社会福祉法人が新たに新築でグループホーム等を開設する際については、国の補助金を活用して施設整備費の補助を行っているほか、それ以外の場合においても新築（NPO法人が設置）・購入、住宅の賃貸借、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費については本市独自に補助を行うなど、整備の促進を図っております。</p> <p>引き続き、障害者グループホーム・ケアホームの整備の促進に努めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7993）

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 5	
年齢や障害の有無に関係なく皆が集えるサロンのような場所を作って欲しい。市の建物等を使用して地域の作業所等で開設できるようなシステムも希望する。	
要望理由	
ふれあい型サロン活動には、余暇の有効利用、地域福祉の根幹とも言える地域の拠点作りとしても障害のある人とない人の人間関係の構築などの有効性もあり、推進する必要があると考える。また、高齢者の中には老人デイサービスに行くより近くの作業所などを希望される人も多く、高齢者サービスと障害福祉サービス夫々の施設の相互利用が可能となるような制度運用も考慮されたい。	
回 答	
<p>本市では、平成3年度から、高齢者を対象とする「大阪市地域支援システム」を構築し、地域ネットワーク委員会による地域福祉活動が開始されました。平成18年度からは同委員会の活動対象を、障害者支援、子育て支援も視野に入れたすべての住民を対象とする活動に拡充し、地域のニーズに応じた様々な活動を展開しております。</p> <p>現在では、地域福祉の推進を図ることを目的とした「地域福祉活動推進事業」におきまして、地域ネットワーク委員会および地域社会福祉協議会によるグループ活動として、障害の有無や世代の枠を越えた全ての地域住民を対象としたふれあい喫茶やサロン活動を実施していただいている地域も多数存在し、活動の報告をいただいております。</p> <p>これらの活動が、今後より活性化されるためには、行政、住民、地域の障害者、高齢者を対象とした社会福祉事業者等関係機関との協働による、対象となる方々が参加しやすいふれあい、交流の場づくりへの取り組みを一層推進する必要があると考えております。</p> <p>今後も、多様な立場の人々や団体などが集まり、地域における課題について共に考え、気軽に参加できる場づくりの充実が図れるよう、取り組んでまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当 (電話 6208-7974)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望6	
ヘルパーが慢性的な不足状態にあり、福祉現場の職員も不足している。人材確保策の早急な検討をお願いしたい。	
要望理由	
ホームヘルパーなど人材の養成研修事業は、障害者自立支援法において都道府県地域生活支援事業に位置づけられており大阪府の業務とのことであるが、現状はヘルパーの人材不足で当事者が必要なサービスを受けることが出来なくなるなど、作業所の利用者や職員の人材確保も困難な状況にある。ヘルパーを含む福祉職員の確保について、大阪市としてできることを検討してほしい。	
回 答	
<p>障害者に対するヘルパーの養成講座については、大阪府において事業者指定方式で実施されております。大阪府指定事業者や開講予定などの情報は、大阪府ホームページにおいて確認することができますが、本市におきましても、当該ホームページとリンクを張り市民周知に努めるとともに市内の介護事業所に対しても個別周知しているところであります。</p> <p>また、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 7	
区内に、発達障害の専門医療機関や支援機関の誘致を積極的に図りたい。	
要望理由	
<p>最近の相談者の傾向として、発達障害の方や発達障害かも知れない方の相談者が増加している。しかし、区内には発達障害の専門医療機関や支援機関が全く無い状況であり、市内にも専門医療機関は非常に少なく、初診予約を取るには半年～1年待ちの状態である。相談者は、今困っているにも拘らず半年・1年後の受診で、困っていることが解決しないまま、うつ状態やパニック等の二次障害がひどくなっていく状況にある。早急な取り組みを望む。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、現在、発達障害の確定診断を行うことのできる医療機関として、市域に4箇所の専門医療機関を確保しているところです。</p> <p>また、上記医療機関以外でも、大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）が新規医療機関の開拓に努めているところです。</p> <p>その他、エルムおおさかの職員が講師となって、医療機関のスタッフを対象とした研修を実施する等、医療機関に対して発達障害にかかる理解啓発にも努めているところです。</p> <p>支援機関等にかかる情報提供としましては、どこに行けばどのような支援（サービス）を受けることができるかについて、個々のニーズに応じた相談機関を探すことのできるよう、年齢とニーズごとに相談機関（窓口）を一覧にした「大阪市発達障害者支援マップ」をエルムおおさかのホームページ上に掲載し、広く周知を図っているところです。</p> <p>今後も引き続き、発達障害者支援施策の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 8	
<p>住之江区は、死亡事件が起こるなど精神障がい者福祉に関するサービスや相談機関が不十分であるために支援が行き届いていないと考えている。地域活動支援センター I 型、地域活動支援センター活動支援型、医療機関の設置又は誘致活動に尽力してほしい。</p>	
要望理由	
<p>昨年発覚した府営住宅における息子による父親殺害事件は、精神障害が疑われる方が適切な治療を受けず、また必要な支援につながらず生活されていた状況にあり、精神障害のある方が家族の死亡後の手続や処理など必要な生活判断が困難な状況であったとも考えられた。十分な相談支援体制が整っておれば、現状は異なったのではないかと悔やまれる。</p> <p>毎年、精神障がい者福祉のサービスや相談支援機関が少ないため地域活動支援センター I 型等の設置をお願いしているところであるが、大阪市からの回答は「近隣区の支援センターの利用を」とされている。</p> <p>精神障がい者支援の専門性が高い各地域活動支援センターの相談支援件数は 3 千件程度あり、職員 4, 5 人の予算では一人一日 3 人の支援を行っている現状になる。(年末年始等の長期休暇なしの計算) これでは近隣区の分も支援するとなると、一日 4, 5 人となる計算になる。こういった支援が現実的に可能であろうか。また、近隣区であっても例えば東住吉区の支援協力では、東住吉区から咲洲までの訪問支援が一日 4, 5 件も実施出来ないと思われる。</p>	
回 答	
<p>現在、精神障害者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ることを目的として、主に精神障害のある方の相談支援事業者となる地域活動支援センター（生活支援型）を市内 9ヶ所の法人に事業委託し、地域における障害者の日常生活の支援や相談、また様々な福祉サービス・社会資源の情報を提供し、そのサービスの利用に向けた支援なども行っております。地域活動支援センター（生活支援型）における利用対象者は市内にお住まいの障害者及びその家族となっております。</p> <p>住之江区内には地域活動支援センター（生活支援型）がありませんが、利用対象者を区域で限定しておりませんので、近隣のセンター（西成区 2ヶ所、住吉区・東住吉区各 1ヶ所）をご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>本市の精神科医療機関につきましては、市内に病床数が少ない中、関係機関との協力により、ようやく平成 20 年 9 月に「ほくとクリニック病院（大正区）」が設立されました。また、診療所は偏在しているものの数多く開設されております。今後とも病院・診療所等関係団体と協力しながら、より充実した支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担 当	<p>健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986） 健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520）</p>

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 9	
精神障がい者の緊急時対応の充実。緊急支援事業としての予算化及び精神保健福祉に関する機関の増幅を要望する。	
要望理由	
<p>区内の精神障がい者支援では緊急時の支援として「クライシス・ケア」に取り組んできたが、閉じこもり状態の方や実態の見えない、危機を発信されない方のSOSを行政や支援者が掴めない場合の対処に、家族や近隣住民が悩まれている。情報をキャッチするために、当事者や関係者が情報発信できるよう受付機能の強化を制度化してほしい。また、区内ではこれらの検討の場としては自立支援協議会が挙げられるが、協議会では予算や時間や人材などが不足する現状にあるため、さらなる発展が望めない。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成14年から「こころの救急相談（24時間電話相談、大阪府堺市共同）」を開設しています。精神障害者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が当該精神障害者や家族等の不安感などの緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて「おおさか精神科救急医療情報センター」と連携し、救急受診がスムーズに行えるよう対応しております。今後とも精神科救急医療体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520） 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望 1	
<p>児童デイサービスⅡ型に関して、18歳到達以降も卒業する年度末まで利用継続できるように改善を図られたい。</p>	
要望理由	
<p>障害者自立支援法では、児童デイサービスⅡ型での対象年齢が18歳までとなっている。従って、高校3年生で誕生日を迎えると利用ができなくなる。そのため利用者の訓練が中途半端になるだけではなく、家族を含めて生活のリズムが崩れる。18歳になれば成人の事業の利用が可能となるが、移行する場合も年度の途中からの利用は難しく、就学中の高校生のライフスタイルには合っていないし、継続的な訓練及び支援に支障をきたしてしまう。高校を卒業するまで、その子供のライフスタイルに応じて利用できる仕組みが必要である。</p>	
回 答	
<p>現在、国においては、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、サービスの利用者負担を応能負担とする「障がい者総合福祉法（仮称）」を平成25年8月までに実施する予定ですが、それまでの間、議員立法である「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月3日成立しました。</p> <p>その法律の中で、障害児支援の強化があげられており、児童デイサービスについては、「放課後等デイサービス」に変更され、20歳に達するまで利用できるとされていることから、今後の国の動向に注目するとともに、内容に不備等があれば、各政令市等と連携しながら、国に対して働きかけてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望2	
入院時コミュニケーション・サポートの障害者の実情に応じた対応を図られたい。	
要望理由	
<p>重度障害者入院時コミュニケーション・サポート事業は、介護者が居らず、意思疎通が困難な重度障害者が、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図るために、サポート事業従事者を派遣するもので、入院初日から14日目まで（サポートが必要ない日は算定しない）支給される。この事業については、医療との兼ね合いにより支援内容に制限があるのは、やむを得ないが、診療報酬の範ちゅうとならないサポートについては細かな規制をせず、柔軟に対応できるようにして頂きたい。また、対象者についても障害程度区分6のみに限定されていることで、必要で、利用したい人が使えず、非常に使いにくい制度になっている。対象要件の緩和についても検討を願いたい。</p>	
回 答	
<p>重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業については、意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から実施した事業です。</p> <p>本事業の対象者の要件等については、平成22年4月に、対象者要件を障害程度区分認定調査項目「6-3 ア. 意思の伝達」、「6-3 イ. 本人独自の表現方法を用いた意思表示」、「6-4 ア. 指示への反応」、「6-4 イ. 言葉以外のコミュニケーションを用いた説明の理解」の全てが「できる」以外と認定されている者から、障害程度区分認定調査項目の「6-3 ア. 意思の伝達」、「6-4 ア. 指示への反応」いずれかが「できる」以外と認定されている者へ変更するなど対象者の要件を緩和するとともに、「入院初日から連続14日」を「入院初日から14日」としたところであります。</p> <p>今後、これまでの利用登録状況、事業内容、サービス提供実態等について慎重に検証を行いながら、事業を推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望3	
地域における社会資源の不足への対応策、改善実施を図りたい。	
要望理由	
<p>区内において居宅介護事業者（とりわけ重度訪問介護や精神障害者への居宅介護）、グループホーム・ケアホームなどの事業者が圧倒的に不足しており、地域生活支援、地域移行支援において大きな課題となってきた。また、高齢者の介護保険と障害者自立支援法は、サービスの中身、制限において相違点も多くあり、各事業者においては混乱や誤解を生じやすく、高齢者事業者が障害者サービスになかなか参入しにくい、あるいは障害者事業から撤退する等の状況も生まれている。</p> <p>当区地域自立支援協議会としては、事業者連絡会の開催やホームページの開設等を通じて、事業者向けの研修や情報提供等に努めている。</p> <p>ついでには、市の自立支援協議会などでも、障害者の自立生活支援、地域支援の理念をふまえた事業者向けの研修、情報提供などに取り組み、事業者の参入促進を図って頂きたい。</p> <p>また、居宅介護やグループホーム等の制度のあり方や報酬について、国に対して引き続き見直しを要望していただくと共に、当事者の地域生活支援や事業運営の課題の集約をお願いしたい。</p> <p>なお、グループホーム等においては入居する前の住所地でサービスを継続するという「居住地特例」の決まりがあるが、市内間の異動についても適用されている。グループホーム等の入居のときに、その生活の状況を把握しにくい他区がサービスの支給決定することになっている。サービスの変更なども、その都度、入居前の区に行かなければならない。保険や生活保護（市内間の異動の場合）など居住地での実施を前提にしているサービスもあり、混乱の元になっている。本人の権利にかかわる場合もあり、現法制度の下でも、居住区規定については、グループホームが所在する区で支給決定できるように早急に見直しをお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>事業所の指定や人材の育成研修事業につきましては、障害者自立支援法では、都道府県地域生活支援事業として位置付けられております。事業所の指定や人材の育成研修は、広域的に取り組むことが最も効果的・効率的であると考えています。また、大阪市内の平成22年10月末現在における指定居宅介護事業所数及び指定重度訪問介護事業所数は約900ヶ所であり、事業所数は増加傾向となっておりますが、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。</p> <p>また、障害者自立支援法等において、利用者の障害程度に応じたサービスの提供体制を確保するために必要な人員の配置基準及び報酬単価が定められています。本市では、障害福祉サービス提供事業所に従事する職員の労働が加重にならないよう、国に対し適正な報酬単価等を設定するよう要望しているところです。</p> <p>グループホーム等の「居住地特例」については、障害者自立支援法第19条2項において、障害福祉サービスの支給決定については、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うこととされており、第19条3項において、法に定める施設等の入所・入居者については、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間、最初に入所等する前に居住地を有していた市町村が支給決定することと定められており、大阪市内においては、障害者自立支援法施行細則第8条において、これら支給決定に関する事務を各区の保健福祉センター所長に委任しております。</p> <p>今後、市内区間の居住地特例につきましては、他制度との関係も含め、検討していきたいと考えております。</p> <p>また市の地域自立支援協議会は、障害者をささえる地域支援調整機能として、区地域自立支援協議会構成員等を対象に研修会を実施するなど、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986） 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 （電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望4	
精神障害者の居宅介護における身体介護・家事援助のサービス内容について検討・整理されたい。	
要望理由	
<p>精神障害者の居宅介護におけるサービス内容について、自立支援法がスタートする以前は、精神障害者が自立を目的とした家事訓練（調理や掃除など一緒にする場合）などは身体介護の対象となると認定されていたが、平成18年9月に大阪市では、「身体介護と家事援助の取扱」について「調理や清掃等を利用者が一緒に行った場合は家事援助」、「食事や入浴において、助言・促しが必要な場合は身体介護」と整理されたが、国や大阪府においては「ヘルパーが利用者に手を添えて家事を一緒に行うということであれば、身体介護とみなすことは可能」とされており、差異が生じている。市においても見直しをお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、精神障害者の居宅介護におけるサービス内容について、自立支援法施行時に国・大阪府と調整いたしました。その結果、平成18年9月26日付「精神障害者に対する居宅介護におけるサービス内容の取り扱いについて」で、精神障害者が調理や清掃等をヘルパーと一緒に行った場合は「家事援助」とし、精神障害者の特性として、介護のための促しや必要な助言等は、個々のサービスの中で算定可能としました。その中で「食事や入浴において、助言・促しが必要であれば、実際に食事介護に加え助言・促しに要した時間も「身体介護」と整理するとともに、関係各位に広く周知し、運営しております。</p> <p>なお、国に対しましては、安定した事業運営が図られ、利用者の良好な処遇が確保されるよう、引き続き家事援助等居宅介護事業における適正な報酬単価等の設定について要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

西成区 共通要望 1	
《障害者自立生活支援、子育て支援各部会で共通する要望》 就労支援について	
要望理由	
<p>障害当事者やひとり親家庭の保護者、またそのひとり親家庭の子どもに関しての就労支援として、本人及び家族の状況に合わせた支援が必要である。そのためには職場の開発や環境整備、就労機会の拡大などに取り組んでいただきたい。またあわせて、求人情報の提供の拡充に取り組んでいただきたい。</p> <p><障害者自立生活支援部会> 障害者の就労支援体制の整備 就労意欲があっても病気の特徴からなかなか就労につながらない。チームによる生活支援と就労支援のきめ細かなアプローチと、雇用率を踏まえた職場の開拓と多様な形態による障害者の就業機会の拡大が必要である。</p> <p><子育て支援部会> 様々な求人情報の提供が必要 母子家庭の母が健康面に不安を抱えている場合、就業を継続できるよう就労意欲の保持を指導する体制が必要である。また、無理な就労とならないようするため、健康面などに応じた様々な求人情報の提供が必要である。</p>	
回 答	
<p>本市では、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し就労支援を行うため、大阪市障害者就業・生活支援センターを市内7箇所を設置しております。</p> <p>同センターでは、就労移行支援事業所のほか、求人情報を提供するハローワークや大阪市しごと情報ひろば等と連携することにより、障害のある方の就業を支える体制の強化に努めております。また、同センターは総合的な就業・生活支援体制をとっており、本市における障害のある方の相談窓口ともなっております。</p> <p>本市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、母子家庭の母にとって働きやすい雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介などの一貫した就業支援サービスを提供しています。また、各区保健福祉センターでは、週1、2回、ひとり親家庭等就業サポーターによる専門的就業相談窓口を開設しております。</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センター、ひとり親家庭等就業サポーターのいずれの就業相談においても、子育てと仕事の両立や健康面の不安など、一人ひとりの状況を個別に聞きながら、就業にむけての支援を行い、就業後も必要に応じて支援を続けています。若年者や母子家庭の母等を対象とした就労相談を、各区役所で週1回実施しており、大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイスや情報提供を行っています。また、市内4か所のしごと情報ひろばにおいて、求職者の希望条件等を聞きながら、相談員がキャリアカウンセリングや職業適性診断などを実施し、個々の状況に応じた職業紹介を行っています。</p> <p>さらに、コミュニケーションが苦手であったり、働く意欲がありながら一歩を踏み出せない若者に対する支援として、大阪市若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が相談事業と社会参加体験プログラム等による支援を行っています。ここでは、保護者に対する相談事業も合わせて実施しています。ひとり親家庭の親やこどもの安定した生活のため、必要に応じてこれらのサービスにつながるようなことができるよう、関係機関が連携してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081) こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当 (電話 6208-8034) 企画部 青少年事業企画担当 (電話 6208-8157) 市民局 市民部 雇用・勤労施策担当 (電話 6208-7355)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 共通要望 2
《高齢者支援、要社会的援護者支援、障害者自立生活支援各部会で共通する要望》 まちづくりに関する都市整備計画について
要望理由
<p>自立であっても、当事者（高齢者・障害者など）にとって、遠い店舗やエレベーター未設置店舗、道路への不法駐輪などは、日常生活を送る際に不便を感じるものである。買い物支援のサービスや交通網の整備などにとどまらず、商店の整備やバリアフリー住宅の確保、駐輪対策など、地域住民との協力が必要なものもあるが、まちづくりとして都市整備計画に盛り込んで取り組んでいただきたい。</p> <p><高齢者支援、要社会的援護者支援部会></p> <p>西成区には交通の不便な場所があり、財政難の折から赤バス路線の見直し等も見込まれ、商店街や大型店舗の縮小などにより、高齢者が日々の買い物に困っている状態、いわゆる「買い物難民」という事態が生じている。要介護状態ではなく自立であっても、重い荷物を持って遠い店舗まで行くのは、高齢者にとって大きな負担となっている。買い物支援のサービスや交通網の整備にとどまらず、まちづくりとして商店の整備などを都市整備計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p><障害者自立生活支援部会></p> <p>誰もが利用しやすい住環境の整備を</p> <p>大型店舗等であっても古い建造物の場合はエレベーターが未設置の場合や、道路上に放置自転車があり、車いす利用者等の買物や移動がしづらい環境がある。店舗でも職員に声をかければ業務用エレベーターを貸していただけるようだが、そのことを知らない方も多い。貼紙等の工夫やエレベーター設置基準の見直し、駐輪対策の強化等、誰もが利用しやすい環境の整備が必要である。その他、生活保護の方で車いす利用者の場合、家賃基準額内でバリアフリーの住宅確保が難しい状況があり、地域移行をすすめるにあたり、条件整備が必要である。</p>
回 答
<p>大阪市では、高齢者の多様なニーズを的確に把握し、有効で適切な施策を講じるため、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域にしていく」しくみづくりをめざす「大阪市地域福祉計画」の理念も踏まえ策定した「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域における住民やボランティア等による支援の取組みの充実や、バリアフリー化及び交通機関の改善等を通じて、すべての住民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進しています。</p> <p>また、平成 23 年度中に次期計画の策定を予定しており、平成 22 年度には高齢者実態調査を、平成 23 年度にはパブリックコメントを行う等、市民や関係団体の意見の反映に努めながら、高齢者が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができる社会をめざして計画の策定に取り組めます。</p> <p>道路上にある放置自転車は、景観の悪化や、歩行者の通行の障害となるだけでなく、点字ブロックの上に置かれたり、車椅子の通行が出来なくなる等、高齢者や障害のある方への脅威となっている状況であるので、これらを改善し良好な歩行空間を確保するため、自転車放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去を行っています。</p> <p>また、大阪の顔であるキタエリア（梅田周辺）並びにミナミエリア（難波・心斎橋周辺）においては、『「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョン』に基づき、自転車放置禁止区域の拡大・放置自転車の撤去強化などに重点的に取り組んでいます。また、併せて広幅員歩道上の設置可能な箇所での駐輪場の整備を進めており、放置自転車の一掃をめざして平成 21 年度からの 3 年の緊急対策として取り組んでいます。</p>

区地域支援調整チームからの要望

さらに、業務目的（会社等の事業所の車庫としての利用等）や特定施設の利用（買い物・レジャー等）のための自転車利用の対応については、あくまで駐車需要を発生させる施設側（例えば、事業所や百貨店等の店舗、共同住宅などの建築物）で駐輪施設を確保することが基本と考えており、大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、施設を新築や増築等する際に、駐輪施設を附置させる条例を制定したところです。

このように行政と各施設の事業者との役割分担により、適切な需要規模に見合った駐輪場の確保に順次努めています。

また、効果的な放置自転車対策を実施し、地域の方々と行政が協働して地域づくりに取り組むため、区役所が事務局となって地域の方々や関係行政機関と、市民協働型自転車利用適正化事業（トライアルプラン）を平成20年度から3年間実施しています。平成24年度からは全区役所によって、これまでの取組みをさらに充実して本格実施する予定です。

本市では、高齢者、障害者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する施設を安全かつ快適に利用することができるよう、平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を制定し、バリアフリー化の推進に努めております。「要綱」に規定する店舗をはじめとした不特定多数又は多数が利用する用途の建築物で一定規模以上のものについて、新築、既存の改修（増改築、大規模修繕、模様替）又は用途変更を行う場合、「要綱」に基づき、事前協議を行うことを定めています。その際、案内表示やエレベーター等の設置について、「要綱」の施行規準に基づき指導を行っています。

今後とも、ひとにやさしいまちづくりの推進に努めてまいります。

担 当	健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当	(電話 6208-8026)
	生活福祉部 地域福祉担当	(電話 6208-7973)
	障害者施策部 障害福祉企画担当	(電話 6208-8081)
	建設局 管理部 放置自転車対策担当・自転車施策担当	(電話 6615-6683・6811)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会①	
重複障害者について、関係機関の緊密な連携を図る体制づくりを	
要望理由	
<p>身体障害と知的障害の重複など多くの課題を併せ持つ障害者について、支援の方向性を統一し、障害状況に応じた支援が行えるようにするため、専門機関等を含めた緊密な連携が必要であり、対応できる専門機関の整備や医療機関との連携、様々なサービスのコーディネートを行なえる体制づくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>身体と知的に重複した障害のある方が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。</p> <p>今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図るなどの取組みを積み重ねていくことによって、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会②	
家族を含めた包括的な支援が行える体制づくりを	
要望理由	
<p>家族内に複数の障害者がいる場合や家族が支援を受け入れない場合、家族内にライフサイクルの変化を伴う場合など、当事者自身と家族全体の支援が必要となる。各関係機関との連携、家族間調整を行うことができる包括的な支援体制が必要である。</p>	
回 答	
<p>障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。</p> <p>障害のある方自身のライフステージの変化や家庭環境の変化などにより、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な場合や、家族の障害、疾病等の理由により障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行っております。</p> <p>障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されております。今後とも当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会③	
潜在ケースについて、発見及び支援へつなげる体制づくりを	
要望理由	
<p>サービスにつながっていない障害者の中には、介入が必要な課題を抱えている場合があり、緊急事態になって初めて相談につながる事例が増えている。障害手帳の所持者については、委託相談支援事業所等支援機関が積極的に支援が行えるよう個人情報共有についてルールづくりが必要である。また、地域の民生委員やネットワーク委員会等とも連携しながら、相談支援機関や障害手帳の取得を含めたサービスへつなげていく体制づくりが必要である。</p> <p>その他、障害者の虐待について、通報義務や支援体制等、早期の法整備が必要である。</p>	
回 答	
<p>障害のある方が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。</p> <p>障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指してまいります。</p> <p>また、いわゆる障害者虐待防止法については、国において法整備に向けた動きがありますが、現時点は法制化には至っておりません。本市といたしましても、引き続き、国に対して早期の法制化について要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会④	
ピアカウンセリング体制の充実を	
要望理由	
<p>ピアカウンセリングをするための技術の習得も含めて、カウンセリングを行える当事者が少ない現状がある。カウンセリングを行う側の障害の受容やカウンセリングを行うための技術の習得などを支援していく体制が必要である。また、知的障害者等について、障害状況に応じたカウンセリング手法の開発が必要である。</p>	
回 答	
<p>だれもが地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談支援体制の充実が必要であると考えております。</p> <p>障害者相談支援事業は、障害のある方やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、ピアカウンセリングに関する業務をはじめ各種の相談業務を市内37カ所の相談支援事業所に委託して実施しております。</p> <p>そのうち自立支援事業併設センター型事業所には、ピアスクールの開催やピアカウンセリング短期集中講座の開催などの研修業務も併せて委託しており、毎年多くの修了生を送り出しています。</p> <p>また、知的障害のある方にはカウンセリングを行える当事者が少ないため、障害状況に応じたピアカウンセリングが実施できていない点については認識しております。今後とも、カウンセリング技術の習得やカウンセリング手法を開発するなど、ピアカウンセリング体制の充実に向けた取り組みを推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑤	
ケアマネジメント体制の充実を	
要望理由	
<p>日中活動のみの利用者等、サービス利用をやめてしまった場合、次のサービスや相談支援機関にもつながっていないことがある。サービス利用計画作成費の対象にも該当しない事例も多く、個々のケースについてケアマネジメントを行ない、支援へつなげていく体制づくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害のある方が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。たとえサービス利用計画作成費の対象に該当しない場合であっても、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。</p> <p>障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑥	
障害状況に応じた支援体制の確立を	
要望理由	
<p>広汎性発達障害や人格障害等、対人関係やコミュニケーションなどにおける障害があるゆえに関わる家族や支援者は無力感にさいなまれてしまう傾向がある。障害に応じた支援が行えるよう、スーパーバイズ機能の確立など家族や支援者に対するバックアップ体制の整備が必要である。また、障害特性ゆえに、集団活動の場になじみづらく、結果、日中活動の場がない状況が生まれる。地域や施設などの支援者等、本人と家族を取り巻く環境についても、理解を促す必要がある。</p>	
回 答	
<p>発達障害のある方への支援につきましては、乳幼児期の早期発見、早期療育から保育・教育支援、そして就労支援など、ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築が必要です。</p> <p>本市では、平成 18 年 1 月に平野区の心身障害者リハビリテーションセンター内に発達障害者支援センター「エルムおおさか」を開設し、日常生活についての相談支援、発達支援、就労支援、また家族や関係機関等に対する啓発や研修などを行っています。</p> <p>また、保健・医療、教育、福祉、労働などの関係機関による「発達障害者企画・推進委員会」を開催し、連携を強めることにより、この間、発達障害者支援のためのネットワークの構築に努めてきたところです。</p> <p>その他、平成 22 年 1 月より、発達障害児（者）本人に対する理解を深め、適切な支援につなげることを目的として、発達障害であると診断された方及びその傾向のある方を対象に、エルムおおさかにおいて、「発達ノート」の個別配付を開始したところです。今後も引き続き、発達障害の正しい理解を広め、支援方策を知っていただけるよう、エルムおおさかを中心に研修や啓発の取り組みを推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑦	
障害者と地域とのつながりを増やしていく体制づくりを	
要望理由	
<p>区で実施している障害者の市民交流事業等においても、情報が行き渡らず、参加につながっていない現状がある。サービス利用事業所とのつながりが主になっていることが多いので、地域の活動情報等、事業所を通じて、情報をより広く伝えていくことが必要である。</p> <p>また、地域における支援体制や障害福祉サービス制度の見直し等により地域の活動にも参加していけるような体制づくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>だれもが地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談支援体制の充実が必要であると考えております。</p> <p>障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。</p> <p>障害のある方と地域とのつながりを強化するためには、地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制を構築するよう推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208－8081）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑧
希望するサービスが受けられるよう制度等の再検討を
要望理由
<p>【自立支援給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害状況によっては、見守りが必要な場合であっても、居宅介護（重度訪問介護は含まない）におけるサービス内容としては認められていない現状がある。 ・時間単価の安さや障害状況による支援の難しさ等よりヘルパーが不足しており、利用したくても希望時間帯や回数で、利用できない現状がある。 ・介護保険で受けられるサービス量と障害福祉サービスで受けられるサービス量に違いがあるため（みなし介護を使用していた方が障害福祉サービスへ移行時サービス量が減少することがある）制度の移行時等に調整が必要となり、制度におけるサービス量の差をなくしていく必要がある。 <p>【移動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望が土、日等日中活動の場が休日になる日に集中することや時間単価が安いため事業所も少なく、サービス利用回数が制限されてしまう場合がある。 ・通所や通学における移動支援を必要とする事例も多いが、移動支援適用外であり、障害や家族状況に応じて利用できるように、適用範囲についても再検討が必要である。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしんさぼーとの支援回数が月1-2回となっており、本人の状況として週1回の支援が必要な方には利用がしづらく、障害状況に応じて支援回数の調整を行なえるようにする必要がある。
回 答
<p>居宅介護事業におきましては、障害の特性上、必要性が認められる時は、声かけ等についても算定対象としています。</p> <p>事業所の指定や人材の育成研修事業については、障害者自立支援法では、都道府県地域生活支援事業として位置付けられております。事業所の指定や人材の育成研修については、広域的に取り組むことが最も効果的・効率的であると考えています。また、大阪市内の平成22年10月末現在における指定居宅介護事業所数及び指定重度訪問介護事業所数は約900ヶ所であり、事業所数は増加傾向となっておりますが、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。</p> <p>また、障害者自立支援法等において、利用者の障害程度に応じたサービスの提供体制を確保するために必要な人員の配置基準及び報酬単価が定められています。本市では、障害福祉サービス提供事業所に従事する職員の労働が加重にならないよう、国に対し適正な報酬単価等を設定するよう要望しているところです。</p> <p>65歳以降に障害者になられた方（1号被保険者）や40歳以上65歳未満の方で16特定疾病の方（2号被保険者）については、介護保険の対象者となります。また、障害福祉サービスと介護保険サービスでは、同様のサービスを利用する場合、介護保険サービスが優先となっておりますが、介護保険を利用される前から障害者自立支援事業等をご利用の方は社会生活維持の観点から、介護保険利用後においても同等のサービスを受けることができる運用としています。</p>

区地域支援調整チームからの要望

本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。

通学については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用することが困難であると考えています。ただし、主な介助者である保護者等が冠婚葬祭や入院等により、通園、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合等は、緊急避難的な対応として利用を可能としております。なお、対象者の拡大につきましては、現在のところ困難であると考えております。

あんしんさぽると事業は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者を対象に、福祉サービス等の利用援助、金銭管理サービス、通帳や証書類等の預かりサービスを実施する事業であり、大阪市社会福祉協議会が実施主体となって各区社会福祉協議会に委託実施しております。

利用者の支援内容及び回数については、本人の状況に応じて作成している支援計画に基づいて行っています。支援計画は契約内容の一部となっており、利用者本人の意向を確認して了解を得たうえで利用契約を締結しています。

また、支援計画は本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこととなっています。

担 当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	(電話 6208-7986)
	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当	(電話 6208-7974)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑨	
強度行動障害の支援体制の条件整備を	
要望理由	
<p>器物破損や異食行動など、激しい自傷他害行為のある障害者への対応は、関わる家族や支援者は無力感にさいなまれてしまう傾向がある。事例検討の積み重ねによる支援方法の体系化や、施設や人材の拡充などの支援体制整備が必要である。また、投薬治療による行動面におけるコントロールが可能かどうかの判断において、医療機関との連携する仕組みづくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>強度行動障害のある人への支援については、様々な特異な行動の意味を理解することが困難であるがゆえに適切な対応ができないことから、結果として、必要な支援が十分に提供されず、問題の困難性がより強まっている状況があると認識しております。</p> <p>本市においては、平成22年度より「大阪市強度行動障害者処遇改善事業」を実施しており、入所もしくは通所により生活介護を利用し、かつ一定の基準を満たす強度行動障害者に対して、国の配置基準以上に支援員を配置することにより手厚い支援体制を整えて支援を行うことができるよう、加算制度を設けております。また、国に対しても強度行動障害者への支援にかかる報酬上の評価がされるよう要望しております。</p> <p>強度行動障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスにおける体制整備のほか、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。</p> <p>今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図るなどの取組みを積み重ねていくことによって、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	<p>健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)</p> <p>健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7986)</p>

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的障害者専門部会⑩	
刑余者への支援体制の確立を	
要望理由	
<p>罪をおかした発達障害や知的障害のある刑余者について、年々増えてきているが、障害に応じた出所時の支援や次の生活につなぐしくみが整っていない。そのため、再犯を繰り返し、状況がますます深刻になる場合もある。地域社会の中で、安心して自立した生活を送るための支援体制の確立が必要である。</p>	
回 答	
<p>発達障害や知的障害があるため福祉の支援を必要とする刑務所出所者につきましては、まず、居住地を確保できるよう国の矯正機関などが適切に支援し、その上で地域と各相談機関が連携して、適切なサービスの提供や支援体制を構築していく必要があると考えております。</p> <p>障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。</p> <p>障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神障害者専門部会①	
在宅支援を進めるための社会資源の充実と関係機関の連携	
要望理由	
<p>精神障害者の在宅支援を実施するためには、地域における社会資源の充実とマンパワーの充実が不可欠である。継続した支援を提供するには、公的機関と民間機関との密な連携と社会資源の拡充、更に指定相談支援事業所の機能の拡充と相談支援専門員との連携がスムーズにいくシステムづくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>現在、障害のある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ることを目的として、地域活動支援センター生活支援型を市内9ヶ所の法人に事業委託し、地域における障害のある方の日常生活の支援や相談、また様々な福祉サービス・社会資源の情報を提供し、そのサービスの利用に向けた支援などを行っております。</p> <p>各区保健福祉センターには精神保健福祉相談員が配置されており、市民の精神保健福祉全般に関して相談に応じています。また、保健師も訪問・面談・電話等を通じて、個別相談に応じています。在宅支援においては、医療機関や訪問看護事業所、障害者自立支援法関連機関・相談支援事業所等の支援機関、民生・児童委員等地域の支援者等との個々の連携を通して、また地域自立支援協議会を開催する中で、地域ネットワークが構築できるよう努力してまいります。</p> <p>さらに、障害のある方自身又は家族が疾病等で障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行うこととしております。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 ころの健康センター（電話 6922-8520） 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081） 自立支援事業担当（電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神障害者専門部会②	
障害者を支援する支援者の資質と支援技術向上のため研修の実施及び支援者へのスーパーバイズ機能の充実	
要望理由	
<p>重複障害や多くの問題を併せもつ障害者が増え複雑困難事例が多くなってきている。自立支援法に基づいて指定相談支援事業所の相談支援専門員が適切な援助を実施して行くためには、精神障害者のみならず、知的や身体障害者に対する知識や理解を深め、重複障害者の支援ができるよう支援者に対するきめ細やかな研修の実施とスーパーバイズ機能が求められる。あわせて、市内の相談支援事業所等に対して事業実施主体として大阪市が研修を開催し、障害状況に応じた支援ができるようスーパーバイズ機能の充実に努める必要がある。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法及び精神保健福祉法の改正により相談支援従事者やサービス管理責任者等の研修は大阪府の役割になっております。</p> <p>大阪府では「相談支援従事者初任者研修」に加えて平成19年度から、「初任者研修」の修了者を対象とした現任研修も実施しておりますが、今後とも障害特性に応じたきめ細かな支援が可能となるよう従事者の資質向上のための研修の充実について要望していくとともに、本市においても委託相談支援事業者が、各区自立支援協議会において、牽引的な役割を担っていくことができるよう、相談支援従事者のスキルアップに関する研修を行ってまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神障害者専門部会③	
地域アルコール関連問題へのネットワークの再構築と支援技術の向上	
要望理由	
<p>西成区は、アルコール関連問題が多く、特に野宿生活から在宅生活になった場合や高齢者のアルコール問題に対して、きめ細かい支援が求められる。アルコール関連問題をアセスメントする力を支援者が養い、支援のネットワークを構築していくことが求められる。そのための研修や事例検討会が必要である。</p>	
回 答	
<p>アルコール依存症は、うつ病や薬物依存症と同じく自殺の危険因子であるとされており、本市では自殺防止対策事業の一環として、平成 22 年 6 月からアルコール関連問題に係る支援者育成事業を実施しております。アルコール関連問題に関わる支援者に対し、正しい理解や支援方法の研修、検討課題や事例を持ち寄って検討会や講演会を行うなど、支援者の育成を目指しています。また、地域のアルコール問題解決のために広範なネットワークの構築を図ることとしております。</p> <p>アルコール依存症者への対策は医療によるサポートと再度の飲酒を防ぐための自助グループ支援が中心であり、今後とも支援体制の充実強化に努めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神障害者専門部会④	
発達障害のある人への支援体制の確立	
要望理由	
<p>発達障害者の相談が増えているが、現状では使える在宅サービスや就労支援体制がまだ不十分である。家族や支援者が発達障害者への理解を深め、関わり方を勉強できるような研修も必要であり、具体の支援体制の確立が望まれる。</p>	
回 答	
<p>発達障害のある方への支援につきましては、本人とそこご家族の方が安心して地域で暮らしていくことができるよう、支援施策を推進していくことが必要です。</p> <p>発達障害者に関しては、障害者自立支援法上の精神障害者に包含される概念であり、現行規定上も精神障害者として障害者自立支援法上のサービスの対象となっているところです。今後も引き続き、障害福祉サービスを提供する仕組みづくりを国に要望していくとともに積極的な利用促進を図ることができるよう、制度周知に努めます。</p> <p>発達障害者への理解促進につきましては、大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」において、日常生活についての相談支援、発達支援、就労支援とともに、家族や関係機関等に対する啓発や研修などを行っているところです。</p> <p>また、現在、本市では、就学前の発達障害児を対象に療育を実施しているところですが、療育グループに参加していない児童に対しても、家庭や所属園など身近な地域において効果的な療育支援を行っていただけるよう、21年度におきましては、具体的な療育手法等をまとめた「発達障害児療育支援事業啓発DVD」を作成し、市内の保育所(園)や幼稚園、その他障害児施設等へ広く配布を行ったところです。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の正しい理解を広め、支援方策を知っていただけるよう、エルムおおさかを中心に関係機関と連携しつつ、研修や啓発の取り組みを推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 教育部会①	
一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援	
要望理由	
<p>医療機関や相談機関等、関係機関と連携し、障害の状況を的確に把握する必要がある。保護者との共通理解のもと、子どものニーズを的確に把握し、指導・支援に生かすことが重要である。</p> <p>友だちと交流する場を設け、適切な集団作りに努める必要がある。</p>	
回 答	
<p>本市においては、各校園が障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後まで、長期的な視点に立った一貫した教育的支援を行うため、医療・福祉・労働等の関係機関、保護者と連携し、障害状況の的確な把握とともに、「個別の教育支援計画」の作成に努めることとしており、作成にあたっては、保護者の願いや、家庭での様子を聞くなど、保護者と、共通理解を図ることを基本に取り組んでいます。</p> <p>指導・支援に向けては、学校全体で取り組むことが重要であり、各校園ではケース会議を開いて、「個別の教育支援計画」をもとに、関係担当者が情報を共有し、適切な指導・支援に努めているところです。</p> <p>また、全ての幼児・児童・生徒が共に生きる意識・関係の育成を図るため、豊かな関係づくりを図る交流等、共に学び活動する取り組みは重要であり、障害の実態を踏まえ、適切な集団作りによる教育活動の推進に今後も引き続き努めてまいります。</p> <p>これまでも、校園長や教職員に対して、研修会等の機会をとらえて、指導に努めてきており、保護者との共通理解を図り、関係機関との連携に努め、違いを認め合い、互いの人権を尊重しあう集団の育成等、日々の指導・支援の充実につながるよう、取り組んでまいります。</p>	
担 当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 (電話 6208-9193)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 教育部会②	
各学校園の相談・支援体制の充実について	
要望理由	
<p>発達障害を含め障害のある児童・生徒の教育内容等の充実を図るため、校内での相談・支援体制について、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、全教職員が共通理解・認識を深め、学校全体で取り組んでいく指導体制づくりが重要である。</p> <p>保育園、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等、学校園間の引継ぎ等を円滑に進められるよう、連携の強化を図る必要がある。</p> <p>医療機関をはじめ、地域の関係機関や特別支援学校等とつながりを深めていく必要がある。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、「養護教育基本方針」や「学校教育指針」において、その中で、障害のある幼児・児童・生徒を学校教育全体で受けとめ、全教職員が協力した取組みを進めるとともに、校園間においても連携を図る必要があると示しております。</p> <p>学校園の相談・支援体制の充実に向けて、校内委員会による体制作りや個別の教育支援計画等の作成に関する研修、担当指導主事や特別支援教育担当アドバイザー・大学等の専門家による巡回相談を実施しているところです。</p> <p>また、教育委員会のホームページに「発達障害理解のとびら」を掲載し、医療等関係機関との連携や支援計画の評価や引継ぎについても具体的に示すなど、各校園で活用しやすい内容の情報発信に努めております。</p> <p>特別支援学校と地域の学校園がつながりを深めていくことに関しましては、教育委員会より平成 21 年 4 月に、特別支援学校の校名の変更と併せて、大阪市立特別支援学校の機能の充実について、周知を図るためのリーフレットを発行いたしました。</p> <p>特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門性を生かし、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校からの要請に応じ、指導に関する助言をしたり、教材等について情報提供を行ったりする等、特別支援教育に関する地域のセンター校として、支援に努めているところです。</p> <p>また、平成 21 年度から、特別支援教育に関する教員の専門性と連携を図るため、「各区特別支援教育コーディネーター連絡協議会」を開催しています。本協議会では、各区の幼稚園・小学校・中学校・高等学校と、その区を担当する特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、実態把握や情報交換を行い、指導体制作りにも努めています。</p> <p>今後も、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援に向け、学校園間の連携が適切に進められますよう、取り組んでまいります。</p>	
担 当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 (電話 6208-9193)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 教育部会③	
障害のある子どもへの支援と保護者支援の必要性について	
要望理由	
<p>障害のある子どもの教育的ニーズについて、保護者、学校園、医療・福祉等の関係機関が共通理解を図り、適切な支援方法だけでなく、必要な保護者(家庭)への生活支援や相談体制の充実についても関係機関が情報交換し、一層の連携を図っていく必要がある。</p> <p>保護者が障害を受容できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため平成19年4月、文部科学省初等中等局長より「特別支援教育の推進について」通知があり、その内容を大阪市全校園に通知いたしました。</p> <p>その中では、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校園において障害の実態把握や支援方策の検討等を行う「校内委員会」の設置 ・ 学校園と医療、福祉等の関係機関との連絡調整や保護者との相談窓口、校内委員会の推進役としての「特別支援教育コーディネーター」の指名 ・ 障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関との連携による一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成等により校内の支援や相談に関する体制整備 ・ これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンター機能の充実を図ること </div> <p>などの項目が盛り込まれており、各学校における特別支援教育の一層の推進に努めております。</p> <p>また、「大阪市特別支援教育連携協議会」を開催し、特別支援教育推進のための支援体制の整備、適切な支援を行うための連携の在り方、特別支援教育の理解のための普及啓発について、教育と医療・福祉等関係部局、関係諸機関による連携を図っております。</p> <p>これまで平野区にありました大阪市中央児童相談所と港区の教育センター内にありました教育相談部門を統合し、本年1月4日に中央区森ノ宮に「大阪市こども相談センター」として開設いたしました。</p> <p>当センターでは、教育と福祉のそれぞれの専門性を活かしながら連携し、様々な相談・支援を行っています。</p> <p>障害のある児童につきましても、発達検査や各種相談の際に、児童の言語面や認知面などその児童の特性を保護者に説明し、合わせて障害受容ができますよう適切な助言に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担 当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 (電話 6208-9193)</p> <p>こども青少年局 こども相談センター (電話 4301-3100)</p>